

証券コード 4770
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜三丁目1番1号
図 研 エ ル ミ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 朝 倉 尉

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.elwsc.co.jp/>

(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」の順に選択してご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4770/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「図研エルミック」または「コード」に当社証券コード「4770」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号
株式会社図研 本社・中央研究所1階 図研ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時20分を予定しており、それ以前の入場はできませんのでご承知おきください。
 - ◎会社法の改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトへ修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における経済環境は、急激な為替変動、食料品や資源・原材料価格高騰によるインフレ圧力、ウクライナ情勢長期化等により、先行き不透明な状況が続いているものの、新型コロナウイルスに関わる行動制限の緩和を受けて、国内旅行や外食等の個人消費拡大による後押し効果もあり、全体としては緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、世界的な半導体供給不足や資源・原材料価格高騰の影響を受けつつも、自動車の電動化や産業機器の自動化に向けた設備投資意欲は、引き続き旺盛な状態が続いております。

このような事業環境の下、当社では、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、長年培ったストリーミング技術を基に、要件定義から設計・実装、各種標準規格提案、アプリケーション開発、検証環境構築まで一貫通貫で技術提供可能なエンジニアリング・サービスを展開し、ストリーミング製品（ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品）を組み合わせた付加価値の高いソリューション提案活動に注力してまいりました。

以上のような取り組みの結果、需要先各社における新規開発プロジェクトの受注獲得に繋がり、売上高は9億25百万円（前事業年度比15.4%増加）となりました。また損益面では、プロジェクトマネジメント強化に伴う開発原価低減や経費削減により、営業利益1億71百万円（前事業年度比87.1%増加）、経常利益1億71百万円（前事業年度比98.7%増加）を計上し、更に繰延税金資産の計上により、当期純利益は1億76百万円（前事業年度比154.1%増加）となりました。

(研究開発)

当社の研究開発活動は、開発本部において、ストリーミング技術を中心とした基礎研究、応用研究と、ストリーミング製品をはじめとする工業化研究を行っております。このうち、基礎研究及び応用研究には、当事業年度において10百万円（対売上高1.1%、前事業年度比1百万円減少）の研究開発費を投入し、事業基盤強化のための開発投資を行っております。

② 設備投資の状況

当事業年度は、開発・事務用機器やソフトウェア等に総額12百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 2020年 3 月期	第 44 期 2021年 3 月期	第 45 期 2022年 3 月期	第 46 期 (当事業年度) 2023年 3 月期
売 上 高(百万円)	770	617	801	925
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	3	△50	86	171
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△9	△82	69	176
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△1円55銭	△13円12銭	11円06銭	28円11銭
総 資 産(百万円)	822	696	806	984
純 資 産(百万円)	623	541	610	787

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第45期の期首から適用しており、第45期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

1. 当社の親会社は株式会社図研で、同社は当社の株式2,539,690株(持株比率40.41%)を保有し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当いたします。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はございません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は、親会社等である株式会社図研との取引に際しましては、少数株主の保護の観点から取引条件が他の取引先との間の同種取引と同様な適正条件であるかどうかを確認しております。
2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社の取締役会は、親会社等との取引に当たって当該取引の必要性に留意し、取引条件が他の取引先との間の同種取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害することはないと判断しております。
3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当する事項はございません。

③ 重要な子会社の状況
該当する事項はございません。

④ その他
該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、以下の点を認識しております。

・エンジニアリング・サービスの事業規模拡大について

5GやDX時代における高速・大容量・超低遅延・同時多数接続を可能とするシステム開発には、ストリーミング技術が必要不可欠となります。当社は、ストリーミング・ネットワーク関連プロトコルスタック開発で長年培ったストリーミング技術をコアコンピタンスとして、組込みソフトウェアやシステム開発を、要件定義から設計・実装、各種標準規格提案、アプリケーション開発、検証環境構築まで一気通貫で技術提供が可能であり、一般の受託開発とは一線を画するエンジニアリング・サービス（受託開発）による経営の安定化を進めて参りました。

この事業方針により、お客様の開発計画を実現する付加価値の高いエンジニアリング・サービスの提供に加えて、ストリーミング製品（ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品）を有機的に組み合わせることで、お客様と一体となった開発業務を担うことが可能となります。

さらなる事業規模の拡大実現に向けて、戦略的なターゲットの選定ならびにお客様固有の開発ニーズに即したソリューション提案力強化が、重要な課題であると認識しております。

・人材に関する取組みについて

エンジニアリング・サービスを中心とした持続的な成長のためには、優秀なエンジニアの採用・人材育成が課題となっております。当社では日々進化する情報通信技術やお客様の開発ニーズに的確に対応出来るエンジニアの採用に努めるとともに、外部委託先との連携により多様な知識・経験を自社に取り込むことで、先端技術の習得と新製品・新サービスの企画・開発・品質管理を担うことのできる付加価値の高い人材育成に取り組んでおります。また、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の多様性（ダイバーシティ）確保に関して、能力や適性などを総合的に評価して管理職に登用する等の課題にも取り組んでおります。

・財務体質の強化について

当社は、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、収益力向上と営業キャッシュ・フローを重視した経営を徹底し、不測の事態が発生した場合でも、お客様や株主の皆様にご安心いただけるように、強固な財務体質を維持することが重要な課題と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区分	内 容	製 品 種 類
通 信 ミ ド ル ウ ェ ア 事 業	エンジニアリングサービス	—
	プロトコルスタック	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：TCP/IPプロトコルスタック」、「Ze-PROシリーズ：ONVIF、SIP、RTP」）
	システムプラットフォーム	カメラ映像/IoTシステム連携プラットフォーム（FA Finder）、ストリーミング・パッケージ

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

事 業 所 名	所 在 地
本 社	横 浜 市 港 北 区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
50名（3名）	3名増(0名)	44.0歳	9.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当する事項はございません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,284,944株
- (3) 株主数 2,711名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 図 研	2,539,690株	40.41%
野 口 治 雄	180,500	2.87
株 式 会 社 S B I 証 券	179,189	2.85
玉 井 喜 世 治	155,200	2.47
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	123,900	1.97
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	96,912	1.54
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	90,800	1.44
松 田 一 之	80,000	1.27
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	79,300	1.26
宝 川 等	75,000	1.19

(注) 持株比率は自己株式(230株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況
該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当する事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	朝 倉 尉	
取 締 役	藤 井 孝 博	開発本部長
取 締 役	赤 田 正 樹	営業本部長
取 締 役	高 橋 雄 一 郎	管理本部長
常勤監査等委員である 取 締 役	高 橋 慶	
監査等委員である 取 締 役	本 間 政 司	税理士法人岡崎事務所 代表社員 公益財団法人あすなろ福祉財団 監事
監査等委員である 取 締 役	安 藤 宏 和	株式会社あしたば 代表取締役社長

- (注) 1. 監査等委員である取締役高橋慶氏は、常勤監査等委員であります。
当社では、常勤者の有する高度な情報収集力及び内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図るとともに、業務執行取締役とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図り、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
2. 監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏は、社外取締役であります。
3. 社外取締役本間政司氏及び安藤宏和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員である取締役高橋慶氏は、上場企業における内部統制業務の経験及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の経験を有しております。
 - ・監査等委員である取締役本間政司氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査等委員である取締役安藤宏和氏は、金融機関における経験および豊富なコンサルティング経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役高橋慶氏、本間政司氏及び安藤宏和氏の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

- (3) 補償契約の内容の概要
該当する事項はございません。
- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
該当する事項はございません。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会決議に基づき一任された代表取締役が、監査等委員である取締役の意見も適宜参考にしつつ、決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、公正性・合理性が確保できる職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役の報酬は、客観的立場から当社の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことを考慮し固定報酬のみとしております。

2. 基本報酬に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位ごとの報酬に関する基準を踏まえ、決定するものとしております。

3. 業績連動報酬に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績目標達成度合いに応じた報酬とし、前事業年度の当期純利益の4パーセント以内(ただし上限200万円とする。)とする金銭報酬とし、年次で一定の時期に支給しております。なお、非金銭報酬はないものとしております。

4. 固定報酬と業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう固定報酬と業績連動報酬のバランスを考慮し、適切な支給割合としております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

固定報酬については、同業種企業、同規模企業ならびにグループ企業の報酬体系を参考に、取締役会にて職務の内容・重要度及び職務遂行状況の確認を行い、また業績連動報酬については上限額の範囲内で業績及び成果に基づき、それぞれ監査等委員である取締役の意見も適宜参考にしつつ、取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任し決定するものとしております。

②当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53百万円 (-)	51百万円 (-)	2百万円 (-)	-	4名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	-	-	4名 (4)
合 計 (うち社外取締役)	61百万円 (8百万円)	59百万円 (8百万円)	2百万円 (-)	-	8名 (4)

- (注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名(うち社外取締役は1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬の制度はございません。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の4%以内(上限200百万円とし、社外取締役には支給しない。)と定めた変動枠の合計額(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、4名でありました。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、3名でありました。
6. 取締役会は、代表取締役社長朝倉尉に対し監査等委員である取締役を除く各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、監査等委員である取締役の意見を適宜参考にしております。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役本間政司氏は、税理士法人岡崎事務所の代表社員及び公益財団法人あすなろ福祉財団の監事であります。税理士法人岡崎事務所及び公益財団法人あすなろ福祉財団と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役安藤宏和氏は、株式会社あしたばの代表取締役社長であります。株式会社あしたばと当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務概要
監査等委員である取締役 高橋 慶	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席（出席率100%）し、また、監査等委員会14回の全てに出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>上場企業における内部統制業務の経験及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の経験に基づく見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。</p>
監査等委員である取締役 本間 政司	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席（出席率100%）し、また、監査等委員会14回の全てに出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するために積極的な助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、少数株主保護に関する任意の諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な見地で取引内容の適正性を確保するための重要な役割を果たしております。さらに、監査等委員会においても、コンプライアンス体制等について適宜、必要な提言を行っております。</p>
監査等委員である取締役 安藤 宏和	<p>2022年6月24日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%）し、また、監査等委員会10回のうち10回出席（出席率100%）いたしました。</p> <p>金融に関する豊富な知見及びコンサルティング経験に加え、企業経営者としての経験及び見識に基づく幅広い視点から、取締役会において、積極的な助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。また、少数株主保護に関する任意の諮問委員会においても、客観的かつ中立的な見地で取引内容の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。さらに、監査等委員会においても、コンプライアンス体制等について適宜、必要な提言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人E Y新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

該当する事項はございません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様に対する利益配分を重要な経営課題の一つとして位置づけており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当該事業年度の業績や資金収支を総合的に判断し利益還元を実施することを基本方針としております。また、当社の事業は技術革新の激しい情報通信・エレクトロニクス業界に属しているため、収益力向上と財務体質強化に努めるとともに、内部留保資金につきましては、持続的成長に向けての先端技術の習得や研究開発活動の資金需要に備えるものであり、将来の収益向上を通じて、株主の皆様への利益還元に寄与していくものと考えております。

今後も、株主の皆様継続的なご支援をいただけるよう業績、企業価値の向上に努めてまいります。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。

取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。

2. 内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
 3. コンプライアンス体制の万全を期するため、社外取締役を内部通報窓口に選定し、通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に掲示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。
- ⑥ 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
 2. 当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
 3. 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
 2. 監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
 3. 監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。
- ⑧ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。

2. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 3. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
 4. 当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図る。
 2. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制に基づき、体制の整備及び適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組の状況

当社は、企業行動指針を制定し、社内イントラネットへ掲載し当社の役員及び従業員一人一人が随時確認できる環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、インサイダー取引防止に関する規程等を定め、社内イントラネットへ掲載し周知を継続しております。また、取締役は自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理しております。

コンプライアンス体制の万全を期するため、内部通報制度規程を制定し、社内イントラネットへ掲載し周知を継続しております。さらに、内部通報制度規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組の状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く。）4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は3名）の合計7名で構成され、月1回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により、経営陣に対する委任範囲を定め、取締役会、代表取締役、取締役等に対して、決定、承認等に関する権限を明確に定め、効率的に業務執行を行っております。

③ 損失の危険の管理に対する取組の状況

情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティに関するガイドラインならびに特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針を定め、社内イントラネットへ掲載し、情報セキュリティ管理体制を確立しております。また、情報の保存管理は、法令及び文書管理規程等関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、廃棄の際には、溶解処理等により再生不可能とする処分方法により廃棄する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組を行っております。

④ 監査等委員会の職務の実効性の確保に対する取組の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は3名）で構成され、原則月1回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員である取締役のうち社外取締役1名が常勤し、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席し、また、業務執行取締役と常時意見交換を行い、さらに稟議書等を随時閲覧することにより、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

なお、内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について、重要な事項と認識しておりますが、当社の株主構成等を鑑み、現時点では特に買収防衛策等は定めておりません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	920,972	【流動負債】	184,948
現金及び預金	639,019	買掛金	24,414
電子記録債権	528	未払金	20,943
売掛金	273,688	未払費用	15,814
商品及び製品	35	未払法人税等	27,117
仕掛品	4,523	未払消費税等	24,614
前払費用	3,072	預り金	2,614
その他	205	前受収益	21,145
貸倒引当金	△100	リース債務	3,372
		賞与引当金	33,592
【固定資産】	63,163	役員賞与引当金	2,500
(有形固定資産)	16,668	製品保証引当金	8,819
建物	750	【固定負債】	11,704
工具、器具及び備品	8,626	長期前受収益	277
リース資産	7,292	リース債務	4,834
(無形固定資産)	12,468	退職給付引当金	1,853
ソフトウェア	12,468	資産除去債務	4,739
(投資その他の資産)	34,026	負債合計	196,653
敷金及び保証金	356	純資産の部	
会員権	530	【株主資本】	787,483
破産更生債権等	2,498	(資本金)	500,000
繰延税金資産	32,492	(資本剰余金)	135,998
貸倒引当金	△1,850	資本準備金	81,886
		その他資本剰余金	54,111
資産合計	984,136	(利益剰余金)	151,602
		その他利益剰余金	151,602
		繰越利益剰余金	151,602
		(自己株式)	△117
		純資産合計	787,483
		負債・純資産合計	984,136

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	925,245
売 上 原 価	430,502
売 上 総 利 益	494,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	323,013
営 業 利 益	171,729
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
為 替 差 益	249
受 取 手 数 料	50
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	127
固 定 資 産 除 却 損	0
経 常 利 益	171,907
税 引 前 当 期 純 利 益	171,907
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	27,912
法 人 税 等 調 整 額	△32,671
当 期 純 利 益	176,667

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2022年4月1日期首残高	500,000	81,886	54,111	135,998	△25,064	△25,064
事業年度中の変動額						
当期純利益					176,667	176,667
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	176,667	176,667
2023年3月31日期末残高	500,000	81,886	54,111	135,998	151,602	151,602

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2022年4月1日期首残高	△117	610,816	610,816
事業年度中の変動額			
当期純利益		176,667	176,667
事業年度中の変動額合計	－	176,667	176,667
2023年3月31日期末残高	△117	787,483	787,483

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法
製品・原材料	主に総平均法による原価法
仕 掛 品	個別法による原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法とし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

製品等の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、2007年4月1日をもって、退職一時金制度を凍結しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

- ・ 開発サービス

ストリーミング技術を中心とするエンジニアリング・サービスにおいては、契約に基づく受託開発業務の完了後、顧客の検収を確認した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 標準製品

ストリーミング製品（ソフトウェア製品、システムプラットフォーム製品）の販売においては、受注した製品の引き渡し後、顧客の検収を確認した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人としての機能を果たす取引である他社製ソフトウェアの販売においては、履行義務が一定の期間にわたって充足されるため、契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

- ・ その他

販売した製品に係る保守サポートにおいては、履行義務が一定の期間にわたって充足されるため、契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受入金、または履行義務充足後、概ね6ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

- ・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	32,492千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎としておりますが、経済情勢や市場環境の急激な変化等の要因により、顧客における開発プロジェクトの延期や見直しが生じる場合等も想定し、事業計画に一定のストレスをかけて課税所得見積額を算出しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りににおける主要な仮定は、売上高、売上総利益率及び人件費であります。売上高及び売上総利益率は、事業計画の中で主力と位置付けるエンジニアリング・サービス及びストーリーミング製品の販売において、経済情勢や市場環境の変化等により、新規案件の獲得が計画どおり実現しない可能性を考慮した上で算出しております。また、人件費については、今後の事業規模拡大に向けてエンジニアの継続的な増員に取り組んでおり、その採用計画に基づき算出しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高、売上総利益率及び人件費は、見積りの不確実性が高く、売上高、売上総利益率及び人件費が変動することに伴い課税所得の見積額が変動することによって、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 50,377千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務
関係会社に関する短期金銭債務 444千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
販売費及び一般管理費 27,955千円
- (2) 研究開発費の総額 10,389千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 6,284,944株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 230株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	18,854千円	3円	2023年3月31日	2023年6月12日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	590千円
退職給付引当金	561千円
賞与引当金	10,178千円
製品保証引当金	2,672千円
減価償却費損金算入限度超過額	191千円
棚卸資産評価損	1,304千円
資産除去債務	1,436千円
ゴルフ会員権	5,044千円
税務上の繰越欠損金（注2）	46,132千円
その他	7,448千円
繰延税金資産小計	75,561千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△33,906千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,997千円
評価性引当額小計（注1）	△42,904千円
繰延税金資産合計	32,657千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△165千円
繰延税金負債合計	△165千円
繰延税金資産の純額	32,492千円

(注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が64,384千円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	22,625	—	—	23,507	46,132
評価性引当額	—	—	△10,399	—	—	△23,507	△33,906
繰延税金資産	—	—	12,226	—	—	—	(※2) 12,226

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 電子記録債権	528	528	—
(2) 売掛金	273,688	273,688	—
(3) 買掛金	(24,414)	(24,414)	—
(4) 未払金	(20,943)	(20,943)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	—	528	—	528
売掛金	—	273,688	—	273,688
買掛金	—	(24,414)	—	(24,414)
未払金	—	(20,943)	—	(20,943)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

電子記録債権、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

品目別の名称	金額
製品	
開発サービス	716,159
標準製品	137,309
その他	71,775
顧客との契約から生じる収益	925,245
その他の収益	—
外部顧客への売上高	925,245

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首	期末
顧客との契約から生じた債権		
電子記録債権	23,508	528
売掛金	145,045	273,688
契約負債		
前受収益	26,507	21,145
長期前受収益	3,052	277

(注) 1. 契約負債は、販売した製品に係る保守サポートの対価として受領した金額から履行義務の充足により収益認識した額を控除した残高であります。

2. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は26,507千円であります。

3. 契約負債の増減は、前受入金による増加と収益認識による減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 125円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円11銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

図研エルミック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 貝 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、図研エルミック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

図研エルミック株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 高橋 慶 (印)

監査等委員 本間 政司 (印)

監査等委員 安藤 宏和 (印)

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より各取締役候補者は、業務執行状況等を踏まえ、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あき くら じょう 朝 倉 尉 (1970年2月9日生)	1993年4月 株式会社図研入社 2007年4月 同社SoC事業部イノベーション営業部 統括マネージャー 2007年10月 同社SoC事業部事業部長代理 2008年6月 当社取締役 2009年6月 当社取締役営業本部担当 2010年1月 当社取締役副社長 2010年6月 当社代表取締役社長（現任）	10,000株
		取締役候補者とした理由等 2010年より代表取締役社長として強いリーダーシップで経営の指揮を執り、また、高い識見から取締役会議長として、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	ふじ い たか ひろ 藤 井 孝 博 (1974年10月14日生)	1999年4月 株式会社OA研究所入社 2007年8月 株式会社図研入社 2009年6月 当社入社 2015年10月 当社リブウェア開発部長 2017年4月 当社開発本部長 2019年6月 当社取締役開発本部長（現任）	100株
		取締役候補者とした理由等 開発部門における豊富な業務経験と、製品及び技術に関する知見が、当社の通信ミドルウェア事業の一層の強化に必要不可欠なものであり、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与する適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	あかだまさき 赤田正樹 (1976年9月29日生)	1999年4月 株式会社函研入社 2006年7月 インベンチュア株式会社入社 2012年2月 当社入社 2015年4月 当社営業本部第一営業部長 2017年4月 当社営業本部副本部長 2017年10月 当社営業本部長 2020年6月 当社取締役営業本部長 (現任)	200株
		取締役候補者とした理由等 営業部門において深い知識・豊富な経験を有し、製品及び技術に関する知見が、当社の通信ミドルウェア事業の一層の高収益化に必要不可欠であり、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	たかはしゆういちろう 高橋雄一郎 (1968年5月31日生)	1992年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2011年4月 同行京橋支社次長 2018年7月 同行ソリューション本部コーポレート情報営業部官民連携グループ次長 2018年8月 三菱UFJファクター株式会社管理本部企画部部長 2020年11月 当社出向 管理部長 2021年6月 当社取締役管理本部長 (現任)	100株
		取締役候補者とした理由等 銀行業務を通じて培われた経営全般・財務・マネジメントについての知見を有しており、今後の経営基盤強化と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、高橋慶氏および本間政司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役より、監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査等基準の定めに基づく、監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	たか けい 高橋 慶 (1960年5月9日生)	1984年4月 株式会社図形処理技術研究所 (現株式会社図研) 入社 2004年4月 同社総務人事部総務課長 2017年10月 同社管理本部総務課マネージャー 2020年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任)	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等 上場企業において内部統制業務の豊富な経験を有しており、金融商品取引法に基づく内部統制システム構築の経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上場企業の内部統制の専門的知識と長年の豊富な経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	ほん ま まさ し 本 間 政 司 (1970年11月26日生)	1994年4月 株式会社新潟中央銀行入行 2001年8月 朝居税務会計事務所入所 2004年8月 岡崎和雄税理士事務所入所 2011年2月 税理士登録 2017年7月 一般財団法人あすなろ福祉財団(現公益 財団法人あすなろ福祉財団) 監事 (現任) 2017年9月 税理士法人岡崎事務所設立代表社員 (現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等 税理士として培われた高度な税務・会計知識を有しており、その知識・経験等を活かし て、経営陣から独立した客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対 する監督・監査機能を一層強化できるものと判断し、監査等委員会である社外取締役と して選任をお願いするものであります。 なお、直接企業経営に関与したことはありませんが、税務・会計についての専門的知識 と長年の豊富な経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行でき るものと判断しております。</p>			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 2. 高橋慶氏および本間政司氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 本間政司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者でありま
 ず。
 4. 高橋慶氏は、上記「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとお
 り、過去10年間において当社の特定関係事業者(親会社)である株式会社
 図研の業務執行者でありました。なお、同氏は、2020年6月に同社を退職しており
 ます。
 5. 高橋慶氏及び本間政司氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当
 社と氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠
 償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任
 の限度額は、法令が定める額といたします。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役より、補欠の監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会監査等基準の定めに基づく、監査等委員である取締役候補者の選定基準の要件を満たしており、指摘するべき点はない旨の意見表明を受けております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
伊藤 渡 (1955年4月13日生)	1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社 1998年2月 三和証券株式会社 引受第一部長 2006年1月 株式会社東京金融取引所入社 市場営業部長 2016年6月 株式会社東京金融取引所 代表取締役専務 2018年9月 日産証券株式会社 社外取締役	0株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等 金融市場に関する豊富な知見に加え、企業経営者として組織を統括する多くの経験を有しており、これらの知識等を活かし取締役の職務執行に対する監督、提言をしていただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 伊藤氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 伊藤氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者ではありません。
4. 伊藤氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

(参考) 独立役員 の独立性基準

当社は、独立役員 の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じる恐れがあるか否かにより判断することを方針としております。この方針の下、当社は、社外取締役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 3. 当社から役員報酬以外に年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 4. 過去5年間において上記1～3に該当していた者
 5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、次の(1)～(3)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (3) 当社の兄弟会社の業務執行者
 6. 次の(1)～(5)までのいずれかに掲げる者（重要でない者は除く。）の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 上記1～5に該当していた者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (5) 過去5年間において当社の業務執行者または業務執行者でない取締役に該当していた者
- (注) 上記1の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の連結売上高の5%以上の支払を当社に対して行った者」をいい、また、上記2の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の売上高の5%以上の支払を当社から受けた者」をいいます。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がSCS国際有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名 称	SCS国際有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	
	その他事務所	大阪府大阪市中央区本町二丁目1番6号	
沿 革	2009年4月	SCS国際有限責任監査法人設立	
	2009年5月	有限責任監査法人登録簿への登録（第6号）	
	2017年11月	上場会社監査事務所名簿登録	
概 要	資 本 金	8百万円	
	構 成 員	社員（公認会計士）	7名
		職員（公認会計士）	16名
		（その他職員）	4名
合計	27名		

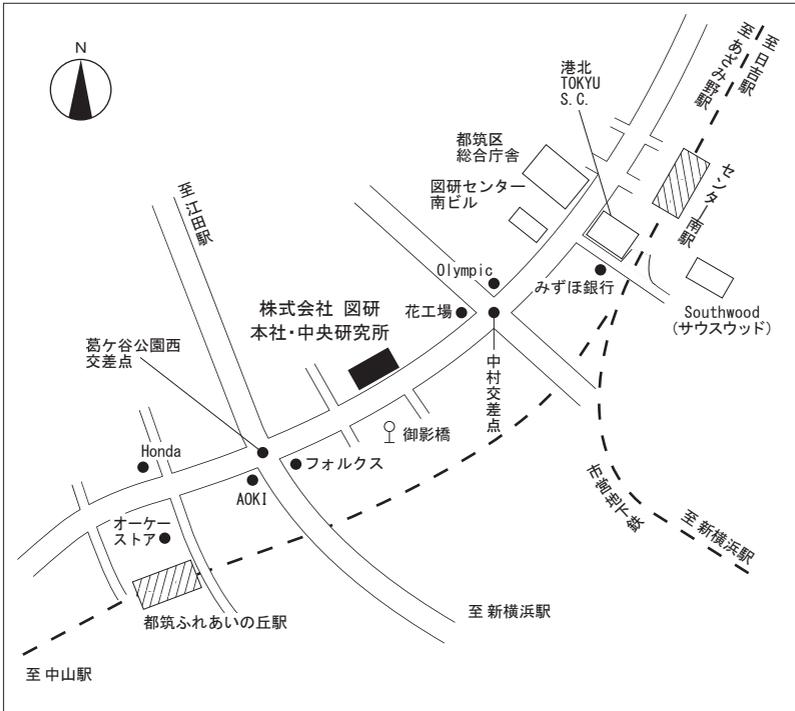
(注) SCS国際有限責任監査法人が会計監査人に選任された場合には、当社と同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以 上

第46回定時株主総会会場ご案内図

株式会社図研 本社・中央研究所 1階 図研ホール

横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号



- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 徒歩15分
- ・横浜市営地下鉄 センター南駅下車 市営バス 御影橋バス停前
- ・横浜市営地下鉄 都筑ふれあいの丘駅下車 徒歩10分

※ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。